

## 「消防活動支援性能のあり方検討会報告書（平成19年度） ～加圧防排煙設備に係る消防活動支援性能評価手法について～」 の公表

消防庁では、消防法の性能規定化に関して平成11年より継続的に検討を行ってきました。その中で、加圧防排煙設備は、火災室における排煙と特別避難階段の附室等の場所に配置した消防活動拠点における加圧防煙により、煙や熱に対して消防活動を支援するものとして位置付けられ、平成17年度より消防用設備等の消防活動支援性能のあり方に関する検討の一環として設置した「消防活動支援性能のあり方検討会」において、現行法令上の排煙設備に代えて設置できる消防法施行令第29条の4に基づく必要な事項の調査検討を行ってきました。

このたび、平成19年度の報告が取りまとめられましたので、別添のとおり公表いたします。

現行法令上の排煙設備に代えて設置できるものとして加圧防排煙設備を位置づけ、消防法施行令第29条の4に基づく客観的検証法（いわゆるルートB）を定める予定です。

### <添付資料>

・ [「消防活動支援性能のあり方検討会報告書（平成19年度）  
～加圧防排煙設備に係る消防活動支援性能評価手法について～」の概要](#)

・ 「消防活動支援性能のあり方検討会」名簿

※ [報告書全文](#)については、消防庁ホームページに掲載します。

(連絡担当者) 総務省消防庁予防課 鳥枝、塩谷 Tel 03 - 5253 - 7523 Fax 03 - 5253 - 7533
--